

## 2.香川県農業拓植基金協会の事業

香川県は1958年(昭和33年)に移住相談所を開設し、1960年(昭和35年)3月16日に農業移住者に対する援護を行う者のため、農業移住者に対する援護に必要な資金について金融機関に対する債務の保証を行うことで、海外農業移住事業を進展させるために・県農業拓植基金協会を設立した。設立趣意書は次のとおり。

狭隘な土地に過剰人口を擁している本県においては、農村の二三男対策並びに農業経営の零細化防止対策の一環として農民の海外移住を協力を推進しているところではありますが、最近中南米諸国においてわが国移住者の受入態勢漸次拡大されつつあることはよるこびに堪えないところであります。

このように内外の状況は農業移住の拡大を要請し許容しつつありますが、移住希望者が渡航にあたって最も大きな障壁となっているものは財産処分の問題であります。従来これら財産の処分については、市町村、農業委員、農業協同組合、移住推進委員等関係各位の努力によって行われてきたものでありますが、いざ財産処分の段階になりますと、現実には必ずしも総べてが適正な対価で取引されておらず一部には携行資金に不足を生じ、ひいては渡航後の営農の確立並びに生活の安定にも多大の影響を及ぼしている現状であります。

海外移住事業は、単に一人でも多くの希望者を有望な新天地に送出すればよいということにとどまらず、少なくとも最も良好な条件で郷土を出発して一日も早く自立態勢にはいれるよう、あらゆる角度より援護の手をさしのべる必要があると考えられます。

渡航希望者の財産が適正に取引され、計画された携行資金が円滑に調達されたならば現在の送出実績は増大するは勿論渡航後における自立態勢確立の促進にも多大の効果があるものと信ずるものであります。

以上の隘路を打開するため農業協同組合関係諸団体並びに市町村等の寄付に国及び県の補助金を併せこれを基金として別紙計画のもとに香川県農業拓植基金協会を設立し移住事業の推進を図らんとし、ここに各位の御賛同を求める次第であります。

事業として、①農業移住者の処分する財産を取得しようとする者(団体を含む。)が、その取得に要する資金を香川県の区域内にある農業協同組合又は香川県信用農業協同組合連合会(以下「金融機関」という。)から借り入れることにより負う債務の保証、②農業移住者に対し、その必要とする移住資金を贈与し、又は貸し付けようとする者(団体を含む。)が、その贈与又は貸付に要する資金を金融機関から借り入れることにより負う債務の保証、③目的を達成するために必要な事業を挙げている。

(財)県農業拓植基金協会は、35件4,522万円の債務保証を行い農業移住者の支援を行ってきたが、農業移住者も減少してその役割を終え、平成13年3月末に解散した。